

第8回「会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議」事項書

平成24年2月29日

301委員会室

1 定例会の招集回数及び会期設定の在り方について

2 次回の日程について

【配付資料】

- 資料1 第6回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議の概要
- 資料2 第7回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議の概要
- 資料3 通年議会の課題等に関する意見等

第 6 回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議の概要 (四日市市議会における通年議会の取組に関する調査)

1 四日市市議会の説明概要

通年議会は、議員政策研究会(全議員で構成)の議会基本条例分科会(定員 20 人)の中で検討され、平成 22 年度に設置した特別委員会(定員 11 人)で条例案を取りまとめた。

会期を通年とすることにより、議会の招集権や専決処分の問題がクリアできる。

議員の任期が 5 月に始まることにあわせ、5 月から翌年 4 月までを会期としている。5 月に開会議会を開催し、従来の定例会に替わる定例月議会を 6 月、9 月、11 月、2 月に開催する。従来の臨時会は、必要に応じ緊急議会として開催する。

常任委員会の所管事務調査の活発化も目的の一つである。従来の閉会中は、継続調査として行われていたため制約が多かったが、通年議会の導入により、年間を通じて何の制約もなしに調査を行うことが可能となった。積極的に活動を行う委員会も出てきている。

議員と執行部との議論を深めることを目的に、本会議及び委員会において、執行部からの反問権を認めている。反問は、質問の趣旨確認だけでなく、反論することも含まれる。

執行部への文書質問制度を新設した。議会期間中を除き、一般質問と同程度の質問を行うことができ、答弁書はホームページで公開している。現時点で 3 人、13 件の実績あり。

2 主な質疑応答の概要

(委員) 通年議会の導入により、執行部の負担は増えているか。

(市議会) 通年議会に伴うものではなく、委員会の所管事務調査の増加、文書質問への対応等により、負担は増えている。文書質問への答弁書は「速やかに」提出する必要がある。

(委員) 請願者から請願趣旨の聴取を行っているか。

(市議会) 請願者から請願趣旨を聴取する規定を新たに追加した。意見陳述を希望する請願者からの申出を受け、委員会で認めている。昨年 6 月以降の請願 8 件中、7 件で聴取した。

(委員) 通年議会にしてよかったこと、よくなかったことは何か。

(市議会) よかったことは専決処分がなくなること。年度末の税条例改正や、衆議院解散の際の補正予算など、今まで何の疑問もなく専決処分に使っていたものを議会で審議できる。よくないことは今後出てくるかも知れない。

(委員) 一事不再議はどのように取り扱っているか。

(市議会) 定例月議会を一つの議会期間ととらえ、同一の議会期間中は、議決された事件を再び提出することができないこととしている。

(委員) 通年議会の導入に当たって、事務局体制を強化したか。

(市議会) 議会基本条例 34 条に事務局の機能強化及び組織体制の充実を規定したが、全体的な減員の流れの中で、事務局の人員増は極めて難しい。

(委員) 通年議会の導入により、経費は増加したか。

(市議会) 議会報告会を新たに始めたが、会場使用料等の経費増だけで、余り変わらない。

(委員) 通年議会に踏み切った要因は何か。

(市議会) 通年で議員間討議を活発に行い、委員会を中心に市民のために活動すること。

(委員) 通年議会の導入により、執行部の負担が増えて支障が生じていないのか。

(市議会) 執行部は議事日程が議会主導で全て決められていくことを心配していたが、運用規程に「議会期間日程の調整」に関する規定を盛り込み、十分な調整を行うこととした。

(委員) 通年議会に対する市民の反応はどうか。

(市議会) 外形的には余り変わっていないのに、1 年中本会議を開いているという誤解を持たれる市民がいるが、委員会活動が活発に行われるようになったことが一番大きい。

(委員) 通任期制について検討しているか。

(市議会) 特別委員会で議論されたようだが、まず通年でやってみようという結論となった。

第7回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議の概要 (大山礼子駒澤大学教授の講演及び意見交換)

1 講演の概要

中世の議会では、王様が特定の議題について召集しており、会期不継続原則は当たり前だった。定期的に議会が召集されるようになって、冬場の農閑期に開催されていた。

欧米諸国では会期の長期化が顕著であり、ドイツのように常設制としている国もある。会期不継続原則は緩和されており、議員任期を意味する議会期概念も浸透しつつある。

日本の帝国議会では、会期決定は勅命で行われており、政府主導であった。現行の国会では、議案をより多く成立させるために会期の長期化を図る与党と、国会戦術として会期不継続原則を活用して議案を廃案にしようとする野党との綱引きであった。

国会では、 常任委員は議員の任期中その任にあること、 衆議院総選挙時に参議院で継続審査中の議案は次会期に継続しないこと等、 議会期概念が部分的に導入されている。

今回の地方自治法改正案は、通年会期を選択肢として明示することにより、地方議会の自由な検討を促す趣旨である。主に市町村議会を念頭に置いて、幅広い層の住民参画や、住民にとっての予見可能性を高めることを目的として設計されている。地方制度調査会からの意見により、地方議会の会期制度案から「一月中の招集」や「毎月一日以上開催」の内容は削除され、より自由度を高めて運用することが可能となった。

年4回制の短い会期の議会に対して、議員は会期中しか働いていないと住民は思っている。本当はそうではないが、そういうイメージを持たれやすい。通年制は、そういう誤解を取り払い、イメージアップを図ることにつながる。

地方分権が進み、首長の権限が大きくなると、議会の行政監視の必要性が高まる。緊急の場合も含め、議会がいつでも活動できる状態にあることが重要であり、通年制の導入により、通年で行政監視態勢をとる意義は大きい。

2 主な意見交換の概要

(委員) 定例会年2回制と比較して、通年制のメリットはどこにあるか。

(講師) 住民から見て、議会は休んでいるときがあるというのが不信の元になる。不信感を取り除き、議員が働いていることを示すための手段として、通年制は有効である。また、通年制の導入により、行政監視の通年化が可能となり、緊急の場合にすぐに対応できる。

(委員) 通任期制についてはどうか。

(講師) 地方制度調査会でも議論されたが、今回はそこまで一足飛びに行くのではなく、通年制をはっきりと選択肢に入れる改正案となった。個人的には、通任期制でいいと思う。通任期制にするのであれば、議会の役職も通任期にすべきである。

(委員) 議長の議会招集権は必要か。

(講師) 招集権は、議長に当然与えるべき。ただし、通年制の導入で招集権の有無は問題でなくなる。

(委員) 地域主権、地方分権の流れの中で、地方自治法はどうあるべきか。

(講師) 地方自治法の縛りはなくなっていく方向にある。住民と議会の関係等の最低限のことは規定すべきだが、議会運営の詳細な規定は不要。通年制は現行の地方自治法でも可能だが、今回の改正は、地方議会の自由度を高め、定例会や臨時会の枠組みに縛られる必要はないことを明示するものである。

(委員) 住民参画を得るためにはどうすればよいか。

(講師) 議会活動、会派活動、議員活動の3つのレベルごとに住民との関係が重要になる。3つのレベルを常に意識し、バランスのとれた活動をする必要がある。

(委員) 大きく困ることがないのであれば、通年制を導入すればよいのではないか。

(講師) 会期は形式なので、年4回の活動パターンを変えずに通年制とすることは可能である。通年制にしても、1年中同じペースで活動する必要はなく、まとまった期間を休会にしてもよい。

項目名	通年議会の課題等	意見等	検討結果
第1 定例会の招集回数及び会期	会期設定をどうするか。先行自治体議会パターンか、自治法改正案パターンか。	・本プロジェクト会議は、これまでの議会としての議論の経過等を踏まえた上で、諮問会議の答申が更なる議会改革となるべく、議会として真摯で建設的な議論を重ねることにあることから、通年議会をも視野に入れた議論も含め、「先行自治体議会パターン」を基本とする通年議会とすべきである。(館)	四日市市議会の通年議会取組に関する聴き取り調査の実施後、再度検討する。
	会期の始期及び終期をいつにするか。	・通年議会の場合、会計年度等を考慮すれば4月～3月とすべきであろうが、年度末の法令等の改正などが専決処分となってしまうことを考えれば1月～12月。なお、改選年は5月～12月。通年議会の場合は、改選年の5月～次期改選年の4月。(館)	四日市市議会の通年議会取組に関する聴き取り調査の実施後、再度検討する。
	通年議会を採用する場合の検討課題をどう解決するか。	・開議・閉議のルール 懸念される課題に関するルールを設定。(館) ・専決処分 議会議論を行うことにより専決処分はできる限りなくすべき。(館) ・一事不再議 会議規則の変更により適用する。(館)	四日市市議会の通年議会取組に関する聴き取り調査の実施後、再度検討する。
	現行制度と通年議会の比較検討。メリット・デメリットは何か。	・現行の年2回制は、平成19年の年4回制を基本として組み立てられているが、もう少し年2回制となった経緯と通年議会の議論と、議員に対する共通認識が必要であると思う。めり張り、緊張感の欠如、費用増の懸念をしている。(小島) ・メリット 議会機能を更に充実・向上させ県民の期待に応える。(館) ・デメリット(1) 経費 最終答申P25“政務調査の充実”にあるように、委員会での県外調査を基本的に廃止するなどにより経費削減を図る。また、2回制に移行する時点においても経費は削減を行っている。なお、県民の期待に応えるための議会改革・運営による経費の多少の増加は慎重にあるべきだが、理解を得ることも不可欠な課題。(館) ・デメリット(1) 執行部への影響 執行部との協議により改善を図る。(館) ・デメリット(2) H23最終答申に“必ずしも…”とあり、自らが議員活動に緊張感とめり張りを持つことで克服できること。(館) ・デメリット(3) 先行議会の対応を調査し、検討を加えれば解決すること。(館)	四日市市議会の通年議会取組に関する聴き取り調査の実施後、再度検討する。
第2 本会議の運営方法等			
1 招集日等の日程調整	開会時点で、向こう1年間の年間議事予定を確定させる必要がある。【確認事項】		特になし
2 議案、請願等審査の方法	本会議における議員間討議を充実させるため、議案審査結果の委員長報告に対する質疑を活発化する。そのためには、委員長報告の事前配付、議案審議日程の延長等も必要になるのではないかと。 本会議における議員間討議のための新たな制度も必要ではないか。	・委員長報告に重みを持たせる。例えば、委員長報告に対する回答を1年間ぐらゐ義務化させる等。(津田) ・圧倒的に多い知事提案に対する議員間討議が十分でないという現状を改善しなければならない。意思決定プロセスを県民に明らかにするという意味が、議員間討議の公開にはあると思うので、その意識を持って行うことが大切であると思う。(小島) ・本会議での討議は会派意見等の開陳の場となっており、議員間討議が行える新たな制度は必要であるようにも思われるが、会派での意見・意思統一により臨んでいる本会議であると考えれば、更なる工夫が必要では。(館) ・委員長報告に対する議員間討議は必要であるが、必ずしも本会議ではなく、予算決算常任委員会で活発にすれば良い。そのためには、事前配布は必要。(水谷)	現行制度でも委員長報告に対する質疑は可能なので、必要に応じて質疑を行えばよい。 委員会における委員間討議で実質的な議論ができるので、本会議における議員間討議のための新たな制度については、特に必要なし。 委員長報告に重みを持たせることは必要なので、例えば、委員長報告への対応状況報告を常任委員会の開催ごとに1年間義務づけるなど、その手法を検討する必要がある。
(1) 請願、陳情の提出期限	請願、陳情の提出期限については、提出機会を確保するため、年1回の開会日だけとせず、現行と同じく年4回を維持する。【確認事項】 一事不再議の原則が適用される期間が長くなるが、請願、陳情は住民の要望であり、議会はこれを審議、決定等する義務があることから、一事不再議の原則は適用されない。【確認事項】		特になし

項目名	通年議会の課題等	意見等	検討結果
(2) 請願、陳情の審議	年に4回提出される請願、陳情にあわせて、それを審査する常任委員会を開催する必要がある。【確認事項】		特になし
(3) 請願の処理経過及び結果の報告	処理経過及び結果の報告については、現行どおり、1年経過ごとに通算4回を限度として求める。【確認事項】 処理経過及び結果の報告があった場合、調査を省略せずに、原則として付託議案を審査する常任委員会において調査を行うべきではないか。	・ について、所管する常任委員会において審査・調査すべき。(館)	特になし 請願の処理経過及び結果の報告があった場合、原則として、所管する常任委員会において調査を行うものとする。
3 質疑と質問の分離	特になし	・ 議案に関する質疑は必要か。(津田) ・ 質疑であるべきことが一般質問化している状況にあり、明確に分離すべき。(館)	議案に関する質疑は必要であり、質疑と一般質問は明確に分離すべきである。
4 議案に関する質疑の方法			
(1) 開会日等提出議案に関する質疑	特になし		特になし
(2) 質疑を行う議員	特になし		特になし
(3) 随時提出議案に関する質疑	特になし		特になし
(4) 質疑に係る発言通告	特になし		特になし
(5) 質疑の方法	特になし		特になし
(6) 質疑・答弁の場所	特になし		特になし
(7) 質疑時間	現行の制度では、質疑を行う議案数は1本のことが多く、複数の議案について質疑を行おうとする場合は、15分程度では時間が足りないのではないかと。	・ 質疑する議員が不足と感じているのかどうか。議運での議論が必要。(津村) ・ 質疑時間は15分では短いのではないかと。どのぐらいが適当なのかは難しいが。(小島) ・ 質疑、質問とを明確化することを前提に、質疑時間を20分程度(少数会派の一般質問時間30分を考慮して)として質疑に関する本会議の日程を調整し行うべき。通年・通任議会に移行しようとする意義でもある。(館)	質疑時間はどのぐらいが適当なのか難しいが、現行制度は議運の申し合わせで決定されており、15分程度のままでよい。
5 県政に対する質問の方法	議員個人ではなく、議会全体として論点を明確にしなが、執行部に対する質問を行う方法を検討する必要はないか。例えば、質問項目が重複しないよう、議会運営委員会等で一般質問に関する会派間の情報交換を行い、論点を絞り込んでいく等。 文書質問制度等、新たな質問形式を創設する必要はないか。例えば、一般質問終了後の一定期間中に文書質問を受け付け、次の定例会の開会日又は議案上程日の1週間前までに執行部から回答を得る等。	・ 会派内で論点を絞り込むのは可能であり、現在も行っている。会派間では各会派の意向があるため、テーマにもよるが、現実的に難しいのではないかと。(津村) ・ について、実施している議会の手法や状況を調査・検討すべき。それとともに、代表質問の機会と回数を増やし、議論の充実を図るべき。(館) ・ について、一般質問については現行のままで良い。質問時間について、代表質問70分程度、一般質問60分程度とあるのは、何れも程度から以内と変更するのが良い。また少数会派の30分制は60分に戻す。(水谷)	一般質問は議員個人の裁量が大きい部分であり、それぞれ得意分野やテーマを持って行っている。議会全体として執行部に対峙していくのは、必要な課題があれば、代表者会議等の場でとりまとめていくことが可能である。なお、現在、会派内で質問項目の事前調整は行っている。以上より、一般質問は現行どおりとする。 代表質問は現行どおりとするが、必要があれば、議運等で協議のうえ、通例の会議以外でも実施する。 文書質問制度は、特に必要なし。
6 出席を求める説明員の範囲			
(1) 説明員の出席	特になし		特になし
(2) 随時提出議案審議における説明員の出席	特になし		特になし
(3) 副部長等の出席	特になし		特になし
7 議会への提出資料について	十分な調査ができるよう、「議案概要」等の資料内容の充実や、議案聴取会、全員協議会等の資料の事前配付等が必要ではないか。 余裕のある日程で議案を審議できるよう、議案聴取会を提案説明の翌日に行う必要はないか。	・ について、資料内容については検討すべき。また、資料の事前配布は不可欠なこと。 は、事前配布されていれば不要では。(館)	議案聴取会、全員協議会等の資料は、事前配付が必要である。 資料が事前配付されていれば、議案聴取会を提案説明の翌日に行う必要はない。
8 休会日における執行部の対応について	特になし		特になし
9 会議録の調製について	現行制度のまま通年議会を導入すると、会議録の調製、配付が年1回となり、発言内容等の確認ができにくくなるので、会議規則を改正して、調製回数を増やすべきではないか。また、暫定版の取扱いについて、検討する必要があるのではないかと。	・ 会議規則を改正して調製回数を増やすべき。暫定版は、議会HPもあり、経費削減からも必要なしと考える。(館)	通年制になるのであれば、会議規則を改正して、調製回数を増やすべき。

項目名	通年議会の課題等	意見等	検討結果
第3 委員会の運営方法等			
1 計画的な運営	年間活動計画を有効に活用した委員会運営の方法を、再度検討すべきではないか。		特になし
2 所管事項概要説明	特になし		特になし
(1) 調査の日程	特になし		特になし
(2) 年間活動計画の協議	年間活動計画を有効に活用した委員会運営の方法を、再度検討すべきではないか。		特になし
3 常任委員会開催日数の増加	重要議案や会派間で賛否が分かれる議案、請願等については、複数日の審査を通例とし、慎重に審査すべきではないか。その場合、審査日程の増加、弾力化等、委員会運営方法の再検討が必要になる。 行政部門別常任委員会を1日2委員会の開催とする等により、少数会派の議員が、所属委員会以外の委員会を傍聴しやすくすべきではないか。 常任委員会予備日及び委員会等予備日を十分に活用するため、予備日は議会活動を優先する旨をルール化すべきではないか。	・ について、常任委員会予備日及び委員会等予備日は当然議会活動を優先し、議員個人の予定は入れないルールを作る必要がある。(水谷)	特になし 複数の行政部門別常任委員会に所属することについては、日程調整等が複雑になるので、困難である。1日に開催する委員会数も現行どおりとするが、少数会派の意向を確認する。 予備日は議会活動を優先するのは当然のことであり、ルール化までは必要ない。予備日における議会活動の優先を確認するとどめる。
4 常任委員会等の審査・調査の方法			
(1) 委員会の運営	議案付託後、直ちに常任委員会を開催し、委員会の運営方法や、議案、請願の審査方法を委員間で協議する機会を設けることにより、参考人招致や公聴会開催などによる委員会審査の充実を図るべきではないか。なお、このような委員会は、平成20年2月会議で開催実績がある。		特になし
(2) 議案審査、所管事項調査の方法	特になし		特になし
(3) 議案の審査	委員間討議を活発化させるための仕組みが必要ではないか。 常任委員会の正副委員長の人選、委員任期の複数年化をどうするか。 特別委員会の効果的な運営方法をどうするか。	・ 公開での審査・調査・議論は当然のこと。公開での委員間討議の充実・活発化の仕組みは必要。正副委員長の人選や委員任期の複数年化は、会派に一任すべき。(館) ・ について、従来の順番制よりある程度リーダーシップを発揮できる人の人選は必要。委員任期については現行でよいが、その都度、議運で議論すれば良い。(水谷)	特になし 委員長の人選は、当選回数等による順送りではなく、リーダーシップを発揮できる人材を優先的に充てる等の工夫が必要である。委員任期は、平成23年5月に議論済みであり、現行どおり1年間とする。 特になし
(4) 請願、陳情の審査	請願者に、委員会での発言機会を保障する制度が必要ではないか。	・ 利害関係者を含め、参考人招致制度のルール化が必要。(津田) ・ 請願者の委員会での説明機会を保障することは重要であり、制度は必要。全請願者が当該委員会で説明するのか、政策担当者会議(請願聴き取り会)との関係を整理する必要がある。(津村) ・ 請願者及び利害関係者の参考人招致を制度化し、その必要性などをしっかり調査する必要あり。(水谷)	政策担当者会議(請願聴き取り会)において、請願者から請願の趣旨を確認しており、改めて、委員会における請願者の発言機会を保障する必要はない。委員会で意見を聴く必要があれば、参考人招致を行うことになる。ただし、請願の制度を県民にもっと広報する必要がある。
(5) 所管事項の調査	調査終了後の委員間討議が活発でないため、所管事項調査の結果が次回以降に活かされていない。	・ 行政部門別常任委員会の中で、所管事項について行われている委員間討議をもっと活発化できないものか。(小島)	特になし
(6) 公聴会の開催	公述人の募集・選定等の事務に日数を要すること、広く一般から意見を聴取すべき議案等は限られていること等から、公聴会は平成20年及び平成21年に1回ずつ開かれたのみであり、制度が十分に活用されているとはいえない。		特になし

項目名	通年議会の課題等	意見等	検討結果
5 出席を求める説明員の範囲	特になし	・通年議会の課題等は「特になし」とあるが、実際会期が長くなれば、本会議以外にも各会議のための出席、それに伴う資料作成や議員への事前説明、配付等、職員の負担は増大する。そうなれば、従来の職務に支障が出ないとも限らない。以上のことから現状維持が妥当。(小林)	現在も必要最小限の出席としているため、現行どおりとする。
6 委員会の県内・県外調査	実施回数や実施時期、実施の必要性等、委員会の県内・県外調査の在り方。 政務調査費を活用した調査の在り方。政務調査費を活用した方が、各委員の関心に合致した、効果的・効率的な調査が可能になるのではないか。その場合、各委員の調査結果を委員会活動に反映させる必要がある。	・委員会での調査は、基本的に廃止し、議員や会派が政務調査として実施すべき。(館) ・委員会の調査は基本的には必要、委員間の意見交換の場ともなる。ただし、実施方法(するかしないかを含め)については委員会に一任する。政務調査で実施する事は、議会活動と議員活動との関係上難しい。(水谷)	委員会調査を「廃止」とすると実施できなくなる。現在も県外調査は「できる」という取扱いなので、必要性について委員会で十分協議のうえ実施すればよい。県内調査は現行どおりとする。 政務調査は、委員会調査の補充として実施すればよい。
第4 本会議、委員会等の開催経費等	日程がさらに増えること等により、開催経費が増大するのではないか。 十分な審査・調査が行えるよう、一日に多くの会議を入れずに、余裕のある日程とすべきではないか。	・委員会や様々な会議の費用弁償が支給対象外になったが、それでも現在も対象になっている本会議、委員会、検討会等、多々ある。当然、会期が長くなると、その本来の趣旨である余裕を持って、又より内容の濃い議論を深めるため、日程を分けるとか、登庁日が増加する。それに伴った各会議の開催経費が増加することを懸念する。現状維持が妥当。(小林) ・日程がさらに増えること等で、開催経費が増大するのは避けなければならない。通年制になると経費が増大すると思われる。(東) ・余裕がないほど一日間に会議等を集中設定せず、複数の会議を設定する場合には、余裕を持った日程とすることを原則に調整する。経費の節減も考慮すること。(館) ・日程が増えることによる経費増は当たり前で、その分しっかりと仕事をすればよい。また、会議を詰めないで余裕のある日程で十分議論すべし。(水谷)	会期日数が増えても、経費が直ちに増大するとは限らない。経費が増大したとしても、それに見合った活動をしていけば、説明責任は果たせる。 特になし
第5 議会と知事との協議	協議方法のルール化の必要性。		特になし
第6 事務局態勢の充実等	日程がさらに増えること等により、日程調整、資料作成等の事前準備、会議録調製等の業務が増加するのではないか。	・日程がさらに増えること等により、日程調整、資料作成等の事前準備、会議録調製等の業務が増加すると思われる。(東)	事務局態勢のさらなる充実が必要である。また、今後、議会に関する人事権、予算編成権が課題となる。
第7 会期等の見直しに関する県民への広報等	特になし		特になし
第8 議会改革諮問会議最終答申の提言事項			
1 議会・会派・議員の活動の在り方	バランスのとれた議会・会派・議員活動をどのように実現するか。	・議員の仕事として、議会活動、党のための活動、後援会活動(県民とのふれあい)等があるが、現在の年2回制、通年議会で十分保障できるか。(津田) ・三つの活動の在り方について、平成22年度の調査でも、議会活動が全体の約3割、その他は個々の活動を行っている場合が7割と圧倒的に多い。地域を調査、意見交換等、登庁以外でも議員活動は多分にあるし、地域の諸課題や声(要望)を把握できずには議員としての役割も本当の意味で果たせない。これらのことから、現状維持が妥当と考える。(小林) ・地域での議員活動等の時間が大幅に少なくなる恐れがある。(東)	活動のバランスは、個々の議員の裁量によるところが大きい。年間議事計画は予め決定されているので、その中で議員個人の責任で活動すればよい。
2 政策広聴、市町議会との交流・連携	議会報告会、出前県議会、意見交換会等をどのように実施し、議会活動の年間スケジュールにどのように組み込むか。 市町議会との交流・連携をどのように進め、議会活動の年間スケジュールにどのように組み込むか。	・広聴広報会議との議論も必要であるが、年間スケジュールを組む中で、県内市町議会の開催月を除き調整すれば可能。(津村)	議会報告会、出前県議会、意見交換会等の取組は必要なので、年間スケジュールに組み込むべき。実施方法の詳細は、広聴広報会議等の議論に委ねる。 市町議会との交流・連携会議等の取組は必要なので、年間スケジュールに組み込むべき。実施方法の詳細は、広聴広報会議等の議論に委ねる。

項目名	通年議会の課題等	意見等	検討結果
3 通任期制につながる議会活動	4年間の政策サイクル「通任期制」の在り方。	<ul style="list-style-type: none"> ・議員任期は4年間のため、4年間の議会運営スケジュールを考える中で、単年度を運営していく必要がある。(津村) ・今回の会期の見直しは、“議会機能の強化、県民サービスの向上、経費の大きな増加にならないこと”という基本的な考えの下、諮問会議の最終答申の課題等の解決により、開かれた議会として、議会議論への県民の参画ということにある。このような意味合いからは、さらなる議会改革が必要である。(館) 	4年間の任期を踏まえた取組も必要だが、通任期制は中長期的な課題とする。
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年の検討結果報告、平成22年の検証検討結果報告、そして議会改革諮問会議の最終答申を受けて今回のプロジェクト会議があるので、年2回制の検証も必要であるが、最終答申に沿うように議論を進めていくべきではないか。その方向性が決まれば、各課題はより具体的に議運や広聴広報会議等で議論できるのではないか。(津村) ・全国的に、年4回 年2回 通年という流れが加速的に進んできている中、最終答申をさかのぼることなく話し合っていくことが大切だと思う。(小島) ・通年になると常勤扱いになるので、兼業の方は整合性がとれるようにすることが必要になってくると思う。(小島) ・いずれにしても、現行の二回制が日程上においても何ら問題ないし、県民にとって通年制のメリットは何かと考えた場合、時期尚早であると思う。(水谷) 	四日市市議会の通年議会取組に関する聴き取り調査の実施後、再度検討する。